

坂戸市環境方針

《基本理念》

私たちのまち坂戸は、武蔵野の緑と清流の織りなす恵み豊かな自然の中で育まれ、歴史と文化を築き発展してきました。私たちは、この受け継いできた豊かな自然を次世代に継承すべき責務を有しています。

しかしながら、エネルギーの大量消費など私たちの社会経済活動は、豊かな自然に負荷を与え、環境問題は地球規模にまで拡大しています。

このような状況を踏まえ、坂戸市は、行政自ら率先して「豊かな自然環境と共生するまちづくり」の実現を目指し、自然環境の保全と創造に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、環境に配慮した取組みを推進します。

《基本方針》

坂戸市は、基本理念に基づき、次の方針を定めます。

（１）環境に配慮した事務・事業の推進

坂戸市の事務・事業が環境に与える様々な影響を考慮するとともに本市の地域社会における重要性を十分理解・認識した上で、坂戸市環境基本条例の理念及び坂戸市総合計画、坂戸市環境基本計画等に基づき、環境に配慮した事務・事業を推進します。

また、市と契約を締結した事業者には、環境に配慮した行動をお願いしていきます。

（２）公共施設における循環型システムの構築と地球温暖化防止対策の推進

公共施設において、環境保全・改善のシステムの構築とその運用を継続的に実施し、環境負荷の軽減に努めます。特に、次の事項を重点的に推進します。

① 地球環境への負荷を軽減するため、省エネルギー・省資源を基調としたリサイクル活動を推進します。

② 坂戸市ゼロカーボンシティ宣言を実現するため、温室効果ガスの削減に努め、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

（３）法規制などの遵守

環境関連諸法令等を遵守し、自ら定めた環境配慮への取組みを率先して推進します。

（４）環境目標の設定及び見直し

環境マネジメントシステムを継続的に改善するとともに、環境目標を定め、状況に合わせ逐次見直しを行います。

（５）職員の意識改革・実践の徹底

環境方針を全職員が共通認識として受け止め、環境への配慮を実践するため、教育・訓練を継続実施します。

（６）開かれた市政

市が保有する環境に関する情報は、積極的に市民に公表するとともに、市民や職員などからの意見や効果的な提案等を積極的に取り入れ事務・事業に反映します。

令和6年5月1日

坂戸市長 石川 清